

倫理委員会有識者懇談会

議事次第

(第3回 2022年3月1日(火) 16:00～18:00)

I 開会

II 会長挨拶

III 議事

- ・「職業倫理に関する解釈指針」の改正について

(倫理規則改正公開草案に対して寄せられたコメントの紹介を含む。)

【資料No.1～3】

IV 閉会

以 上

配 付 資 料

資 料	資料No.
「倫理規則」に関する公開草案に対するコメントについて	1
第3回倫理委員会有識者懇談会	2
「職業倫理に関する解釈指針」改正案	3

「倫理規則」に関する 公開草案に対するコメントについて

Ⅰ 公開草案に対するコメント

「倫理規則」に関する公開草案のコメント件数

2021年11月22日に公表した「倫理規則」に関する公開草案について、
11団体・個人からコメントが寄せられた（コメント総数は約100件）。

■ コメント者一覧

- 監査法人（大手4法人）
- JICPA個人会員3人
- 監査役等
- 財務諸表作成者

注）コメント総数約100件には、左記のコメント者一覧のほか倫理委員会作業部会員等からのコメントや、コメント期限である1月24日以降に、財務諸表利用者を対象として実施した追加のヒアリング結果も含んでいる。

II 主なコメントの概要

1. 主なコメントの概要(適用時期)

適用時期について（賛成：6件、反対：1件）

質問(1)

本公開草案のうち、報酬及び非保証業務に関する規定の適用について、2023年4月1日以後開始する事業年度とすることに同意しますか。同意しない場合には、その理由及び適当と考える適用時期をご回答ください。

◆ 主なコメントの概要

- **同意する。** 国際的な監査事務所のネットワークでは、IESBA倫理規程の適用時期（2022年12月15日以後開始する事業年度）に従った対応をすることが想定されるため、**2024年4月1日以降開始する事業年度とする案を採用する場合、国際的なネットワークのポリシーにより早期適用をする監査事務所とそれ以外の監査事務所とで独立性の程度に重要な差異が生じる**ことになり、利害関係者からの監査に対する信頼性を維持・確保する観点から適切でない。
- × 本公開草案の内容は膨大であり、その**内容を十分に理解し、関係者が実務に落とし込むには相当の時間を要する**と考える。被監査会社・監査人ともに混乱を生じさせる可能性があるため、**適用時期を1年延期し、「2024年4月1日以降開始する事業年度」とすべき**である。

2. 主なコメントの概要(報酬)1/2

報酬に関する規定（5年辞任ルールを含む）の改正案について（賛成：8件、反対：0件）

質問(2)

報酬に関する規定の改正案について同意しますか。同意しない場合には、その理由をご回答ください。

◆ 主なコメントの概要①

- **同意する**。報酬に関する監査役等とのコミュニケーションを促進し、コーポレート・ガバナンスに関する透明性の向上を図り、利害関係者からの期待に適切に応えるものであり有用。
- 報酬依存度を中心とした報酬に係る情報は、監査役等側にとって、監査人の独立性を判断する上で重要な要素であり、今回の改正によって**コミュニケーションの対象が拡充されたことは妥当**。
- 報酬の開示においては、会社法と金商法による開示が求められる日本の事情に即して企業側の負担を考慮した上で、**開示の時期と内容に関するガイダンス**を定めていただき、**法令等との調整**も図っていただきたい。

2. 主なコメントの概要(報酬)2/2

◆ 主なコメントの概要②

- 5年辞任ルールの**例外規定の協議先としてJICPAは適切**。なお、**協議の透明性が確保されるような体制構築が必要**であり、具体的な対応部署やプロセスを特定すべき。
- 5年辞任ルールに抵触すれば、被監査会社にも大きな負担をかけるため、「**リフレッシュスタート**での5年のカウント」及び「**15%超の監査事務所が5年辞任ルールに抵触しないようJICPAが指導・サポート**」を行うべき。

3. 主なコメントの概要(非保証業務)1/2

非保証業務に関する規定の改正案について（賛成：6件、反対：1件）

質問(3)

非保証業務に関する規定の改正案について同意しますか。同意しない場合には、その理由をご回答ください。

◆ 主なコメントの概要①

- **同意する**。非保証業務について、IESBAの要求基準を満たし、できる限り適時に導入することが我が国の監査品質の信頼性向上の観点や、IFAC加盟国としての責務を果たす観点からも望ましい。
- PIEの監査について、「自己レビューという阻害要因が生じる可能性がある場合」には、同時提供が禁止となるが、その**解釈が会員によって相違することのないよう、ガイダンスを設け周知を行うべき**。
- ✕ 自己レビューが生じる可能性のある非保証業務を包括的に禁止するのではなく、従来通り、**重要性による判断を認めるべき**である。
- **これまで同時提供が認められていた非保証業務が今後も認められるか否かのガイダンスを、早急に（少なくとも適用時期の1年前には）策定すべき**。

3. 主なコメントの概要(非保証業務)2/2

◆ 主なコメントの概要②

- 監査役等の了解は、**円滑かつ効率的な実務対応が可能な形式**で行われることが必要
- **何をもって了解が行われたといえるかを明確化した指針**が示されることが必要
- 事前了解の規定は、**企業に対してプロセス構築義務を課すものではなく、監査人自身の責任において**非保証業務の提供についての情報をPIEの監査役等に通知する趣旨であることを明確にすべき。
- **子会社又は親会社等に対する非保証業務の提供**についても監査役等の了解が必要であるとされている点については、**実務上の対応や留意事項を明確にする必要**がある。会社法との整合性も慎重に検討すべき。
- 事前了解の対象について、日本はPIEの範囲が広いため、PIEの子会社かつ単に資本金や総負債基準のみ該当するような企業に関しては適用を除外するといった免除規定を制定することが望ましい。
- **投資信託**など、必ずしも**監査役等が統治責任者になるとは限らない事業体**も存在するため、そのような事業体においては、誰が統治責任者として適格なのかを示すべき。

4. 主なコメントの概要(守秘義務)1/2

守秘義務に関する規定の改正案について（賛成：7件、反対：0件）

質問(4)

守秘義務に関する規定の改正案について同意しますか。同意しない場合には、その理由をご回答ください。

◆ 主なコメントの概要①

- **同意する**。財務諸表監査に従事する会員に関して、違法行為への対応に関する規定において国際的な水準と同様の対応を図ることは、**監査品質を含めた我が国の信頼性向上の観点からも望ましい**。
- **同意する**。「守秘義務に関する倫理規則の改正に当たっての考え方」において、守秘義務が解除される「正当な理由」の考え方が示されていることは、今後の実務において有益である。
- 監査人による規制当局に対する報告は、企業側にも極めて大きな影響が生じるがゆえに、金商法193条の3において要件や手続を厳格に定めている。よって、IESBAの規定を基に、**監査人の判断による任意の規制当局への報告を求めるとしても、その規定は、謙抑的に運用されるべき**であり、企業の機密事項を含む情報を、規制当局に徒に報告するようなことがないようにすべき。よって、当局への報告が「その状況においてとり得る適切な対応であると判断する場合」を、**具体的に明示して、監査人及び企業の予見可能性を高めることが必要**。

4. 主なコメントの概要(守秘義務)2/2

◆ 主なコメントの概要②

- 360.26.A1JPでは、監査人予定者が不正な財務報告に関する法令違反等事実を認識するケースについての対応が示されている。**監査人予定者は、監査人としての立場ではない**状況であり、明確な判断の拠り所がない中で難しい判断を強いられることとなり、不安定な立場に置かれることとなる。また、企業側としても、監査人予定者の判断により、機密事項を含む情報を、規制当局に徒に報告する可能性が排除できない懸念を持っており、この規定を設けるとしても、**運用は謙抑的になされるべき**。仮に、日本で特有の本規定を導入するとしても、①その**必要性を市場関係者に十分に説明して理解を得る**とともに、②監査人予定者・企業側の懸念を払拭するような、**具体的で明確な監査人予定者の判断の指針**（どのような規制当局への報告であれば、守秘義務が解除される正当な理由となるのか）を作成することが必須である。
- 「例外的な状況において、会員は、投資家、債権者、従業員又は社会一般に対して重大な損害をもたらすような、法令に対する急迫な違反を構成すると信じる理由がある実際の又は意図されている不正な財務報告に気付く場合」の対応として、**監査役等と協議することなく当該事項を規制当局に報告しうる場合がある旨が記載されている**。これに対し、**会社法では、会計監査人は、その職務を行うに際して取締役の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、遅滞なく、これを監査役等に報告しなければならない**とされている（会社法第397条）。**この両規範が両立しうるのか、両立しうるのであればどのように整理すべきかを確認させていただきたい。**

III 職業倫理に関する解釈指針の改正スケジュール

5. 職業倫理に関する解釈指針の改正スケジュール

倫理規則の改正に伴い、職業倫理に関する解釈指針についても改正の検討を行っている。

公開草案については、2段階での公表を予定している。

2022年4月頃：非保証業務に関する解釈指針以外の公開草案公表

2022年5月頃：非保証業務に関する解釈指針の公開草案公表

2022年9月頃：職業倫理に関する解釈指針・確定版を公表

※ 当初、3月頃の公表を予定していたが、IESBA FAQの公表が遅れたことにより、1か月遅れでの公表となる見込みである。



Engage in **the Public Interest**

社会に貢献する公認会計士

2022年3月1日
第3回倫理委員会有識者懇談会
配付資料No. 2



倫理委員会有識者懇談会

第3回
2022年3月1日



本日の議事次第

1. 「職業倫理に関する解釈指針」改正に当たっての
構成・付番方法の変更について
2. 解釈指針の規範性について
3. 解釈指針の非保証業務以外の改正論点について

倫理規則の改正スケジュール(再掲)

	2021				2022				2023				2024			
	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q
1.全面改正 (再構成) IESBAの適用より3年強遅れ	2月 論点 整理			11月 公開 草案			7月 定期 総会									
	倫理規則改正									適用開始 (2023年4月1日~)						
2.審査担当者 等の客観性 IESBAと同時適用				11月 公開 草案			7月 定期 総会									
	倫理規則改正									適用開始 (審査に係る実務指針の適用日~)						
3.報酬 IESBAと同時適用				11月 公開 草案			7月 定期 総会									
	IESBA 確定	倫理規則改正								適用開始 (2023年4月1日~)						
4.非保証業務 IESBAと同時適用				11月 公開 草案			7月 定期 総会									
	IESBA 確定	倫理規則改正								適用開始 (2023年4月1日~)						
Listed Entity及び PIEの定義 (IESBA)*	1月	5月														
	IESBA 公開 草案				IESBA 確定											

* Listed Entity及びPIEの定義改正は、IESBAにおいて、2024年12月以後開始事業年度から適用することが提案されている。

有識者懇談会 検討スケジュール

	2022年							
	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
有識者懇談会		3/1有識者懇談会③ 3/28有識者懇談会④	(予備：有識者懇談会⑤)				有識者懇談会⑥（予定）	
倫理委員会		3/10倫理委員会	4/4倫理委員会 5月：倫理委員会					解釈指針 確定版審議 (予定)
常務理事会/ 理事会			4月14・15日 公開草案審議 報酬・その他 倫理規則確定版 審議	5月19・20日 公開草案審議 非保証業務				9月14日 解釈指針 確定版審議 (予定)
定期総会						定期総会 倫理規則確定 版審議		

1.「職業倫理に関する解釈指針」改正に 当たっての構成・付番方法の変更について

1-1. 解釈指針の体系の方針

- 従来どおり、一つの解釈指針の形を維持する。
- QAの並び順は、倫理規則本体の並び順に従う。また、QA本文において、倫理規則本体を参照しているものについては、参照している項番号を必ず明記するようにする。
- 全体の採番も見直し、セクション番号を明示した形で全体を採番する（例：Q114-1-1）。
- 日本独自の規定（JP項）に関するQAには、「JP」を付す。
- 既存のQAは、取捨選択（残すもの／残さないもの）の整理を行うとともに、IESBA公表の「NOCLAR」「長期関与」に関するスタッフQA文書への参照番号を付す。
- 新規のQAは、次のとおりにする。
 - ▶ IESBA公表の「報酬」「非保証業務」に関するスタッフQA文書のうち、QAとして追加するもの（※1）
 - IESBAのQA番号への参照番号を付す等、IESBA文書との対応関係を明示する（QAとして追加しないものについての欠番表記は不要）
 - ▶ 日本独自にガイダンスを示すことが適切としてQAを追加するもの
例：報酬、非保証業務、違法行為の対応、紹介手数料・仲介料の授受に関する具体的な事例

※1：IESBA公表のQA以外の全てのnon-authoritative materials（Basis for Conclusions、Flowcharts等）については、翻訳を公表するにとどめる。

1-1. 解釈指針の体系の方針(図示)

● 現行解釈指針の構成

Q 1 定義－関連企業等
Q 2 定義－会計事務所等と
ネットワーク・ファーム
Q 3 ネットワーク・ファームと税理士業務
Q 4 定義－大会社等
⋮
Q 9 セカンド・オピニオン
Q10 紹介手数料
Q11 広告
Q12 贈答・接待
Q13 報酬の依存
⋮
Q34 企業等所属の会員における違法行為
又はその疑いへの対応

● 改正後の解釈指針

セクション110 基本原則
サブセクション114 守秘義務
Q114-1-1
Q114-1-2
⋮
セクション360 違法行為への対応
「倫理規則セクション360違法行為への対応」の
対象者及び対象業務
Q360-1-1
Q360-1-2
「倫理規則セクション360違法行為への対応」の
対象となる違法行為又はその疑い
Q360-2-1
Q360-2-2
⋮

1-2. 解釈指針の体系図

	解釈指針の体系
パート 1	既存のQA
パート 2	- 既存のQA (※ 1) - 新規のQA (例：勧誘等に関するフローチャート) ※ 1：IESBA公表の「NOCLAR」に関するスタッフQA文書に対応するものは、IESBAのQA番号への参照番号を付す。
パート 3	- 既存のQA (※ 2) - 新規のQA (例：違法行為の対応、紹介手数料・仲介料の授受、勧誘等に関するフローチャート) ※ 2：IESBA公表の「NOCLAR」「長期関与」に関するスタッフQA文書に対応するものは、IESBAのQA番号への参照番号を付す。
パート 4A パート 4B	- 既存のQA - 新規のQA (例：報酬、非保証業務 (※ 3)) ※ 3：IESBA公表の「報酬」「非保証業務」に関するスタッフQA文書のうち、QAとして追加するものについては、IESBAのQA番号への参照番号を付す等、IESBA文書との対応関係を明示する (QAとして追加しないものについての欠番表記は不要)
用語集	既存のQA

ディスカッションポイント：スライド1-1～1-2の解釈指針の構成・付番の方法についてご意見はあるか。

2. 解釈指針の規範性について

※本スライドでの「規範性あり／なし」という標記は、会則第48条が規定する「会員が遵守すべき基準等」に該当するかどうかを指している。

会則第48条 会員及び準会員は、公認会計士業務の改善進歩と監査業務の正常な発展を図り、常に関係法令及び職業的専門家としての基準等を遵守し、かつ、職業倫理の昂揚に努めるとともに、独立した立場において公正かつ誠実に職責を果たさなければならない。

1. 監査等業務公表物(案)の体系

当協会の委員会等が発出する文書の種類	監査関連業務公表物（案）	会員が遵守すべき基準等への 該当
報告書 …業種、業界、分野を問わず基本となるもので、かつ、監査又は会計に関する基準の設定主体からの委任を受けたもの	報告書 …基準を具体化した規定を定めたものであり、監査に関する基準の設定主体からの委任を受けて当協会が規定している。要求事項と適用指針から構成される。	該当する
実務指針 …ア.業種、業界、分野を問わず基本となるもの（「報告書」としたものを除く。） イ.特定の業種、業界、分野を対象とするもの	実務指針（解釈指針含む。） …基本となる基準、品質管理基準報告書、監査基準報告書と併せて適用されることを前提とするもの。 適用指針のみで構成される実務指針を「解釈指針」という。	該当する
通達 …基準又は報告書若しくは実務指針の範囲内での適用方法、取扱い等について注意喚起等するためのもの 会長通牒は通達の一種である。	— ※会長通牒以外の通達は、原則として、発出しないこととする。	該当する

「財務諸表の監査及びレビュー業務、保証業務並びに合意された手続業務に 関連する公表物の体系及び起草方針に関する論点の整理」
 （2022年11月17日公開草案公表、日本公認会計士協会）より引用（次スライドも同様）

1. 監査等業務公表物(案)の体系

当協会の委員会等が発出する文書の種類	監査関連業務公表物（案） ※表題から委員会名は削除	会員が遵守すべき基準 等への該当
研究報告 …委員会における研究の成果	実務ガイダンス …基準、報告書及び実務指針の適用を補足するための文書であり、Q & A 又は設例の形式をとる。	該当しない ※実務の参考のために提供される。
研究資料 …委員会において答申等として結論を得るには至らなかった場合等における当該委員会の審議過程の状況、結論を得るには至らなかった理由等を整理したもの	研究資料 …監査等業務公表物に関連する可能性がある検討事項の研究の成果である。	該当しない
その他	周知文書 …基準、報告書及び実務指針の下で会員が監査を実施する際の注意喚起を促すもの。	該当しない

海外との比較

	IESBA	AICPA	SEC	JICPA（新）	JICPA（現）
規範性あり	The International Code of Ethics for Professional Accountants	Code of Professional Conduct	SEC Rules (Regulation S-X)	倫理規則	倫理規則 独立性指針 利益相反指針 違法行為指針
					職業倫理に関する 解釈指針
規範性なし	Staff FAQ フローチャート	Q&A Practice Aids and tool kits	Staff Interpretations	職業倫理に関するQ&A （仮称）	

2. 倫理規則解釈指針への準用

会則・規則

規範性あり

倫理規則

現行解釈指針のうち、
会員が遵守すべき規定に
該当する事項

倫理規則の要求事項等の拡張解釈や
具体的に実施が求められる手続等につ
いて、JP項として取り込む。

職業倫理に関する 実務ガイダンス

規範性なし

職業倫理に関するQ&A
(Q & A 又は設例の形式)
(IESBA FAQ含む)

※現在の「職業倫理に関する解釈指針」は規範性あり。

ディスカッションポイント

①現在の解釈指針を規範性のない実務ガイダンスに位置付け、②解釈指針のうち、規範性のある記載は倫理規則本体でJP項として取り込む、という上記の方針について、ご意見はあるか。

3. 解釈指針の非保証業務以外の 改正論点

※ 以下のスライドに記載のQ&A案は、3月1日時点における文案となります。
文案は、今後の審議により変更となる可能性があります。

3-1. 報酬依存度が5年連続15%を超える状況 —やむを得ない事情がある場合の手続

Q410-9-1

社会的影響度の高い事業体である監査業務の依頼人に対する報酬依存度が15%を超える状況が5年間継続する場合、会計事務所等は5年目の監査意見表明後に監査人を辞任しなければならないとされています（倫理規則R410.20項参照）。一方で、会計事務所等は公共の利益の観点からやむを得ない理由がある場合、一定の条件を満たすことを前提に5年経過後も引き続き監査業務を継続することが認められるとされています（倫理規則R410.21項参照）。この場合、いつ、どのような手続を行う必要がありますか。

<回答>

公共の利益の観点から6年目においても監査を継続するやむを得ない理由があると判断した段階で、会計事務所等は6年目の監査業務に着手する前に本会との協議を行い、監査業務の継続について同意を得ることが考えられる。

<解説>

会計事務所等は、倫理規則第410.21 A1項に例示されるような公共の利益の観点からやむを得ないと判断される事情がある場合は、倫理規則R410.20項の例外として、社会的影響度の高い事業体である監査業務の依頼人に対する報酬依存度が15%を超える状況が5年間継続した後も引き続き監査業務を継続することが認められる。この場合、会計事務所等は公共の利益の観点から6年目においても監査を継続するやむを得ない理由があると判断した段階で、6年目の監査業務に着手する前に本会との協議を行い、監査業務の継続について同意を得ることが考えられる。

また、公共の利益の観点からやむを得ないと判断される事情があるかどうかについては、倫理規則R410.18項で規定されている状況が継続する期間においては毎年判断を行い、毎年次年度の監査業務に着手する前に本会との協議及び同意の取得を行う必要があることに留意する。

3-2. 報酬関連情報の開示(制度開示との関係)

Q410-13-1 社会的影響度の高い事業体の監査業務においては、公共の利益に資する観点から報酬関連情報の開示が求められています（倫理規則R410.31項参照）。

報酬の開示に関しては、我が国においては、有価証券報告書等において法令等に基づく一定の報酬関連の開示が行われていますが、倫理規則で要求されている報酬関連情報との間に差分が生じる場合にはどのように対応すれば良いでしょうか。

<回答> 基本的には、会計事務所等が、倫理規則で求められる報酬関連情報全体の開示を行うことが適切と考えられる。ただし、監査役等との協議（倫理規則R410.30項参照）の結果、監査業務の依頼人が開示を行う場合は、有価証券報告書又は事業報告において開示されることになると考えられる。

<解説> 法令等と倫理規則とでは、両者が求める開示の範囲は異なることがある。

（改正案本文では倫理規則の要求事項と、企業内容等の開示に関する内閣府令に基づき有価証券報告書において開示が要請される報酬関連情報とを表で示しているが、本スライドでは省略する。）

企業内容等の開示に関する内閣府令においては、ネットワーク・ファームの報酬に関しては重要性の乏しい報酬の内容を除いて開示することとされている。また、企業内容等の開示に関する内閣府令においては報酬依存度に関する開示の要求事項は設けられていない。

このように、倫理規則で要求されている法定開示情報との間に差分がある場合には、追加の開示が必要になる。追加の開示は、基本的には、会計事務所等が行うことが適切と考えられる。ただし、監査役等との協議（倫理規則R410.30項参照）の結果、監査業務の依頼人が開示を行う場合は、有価証券報告書又は事業報告において開示されることになると考えられる。

3-3. 報酬関連情報の開示(追加開示の方法)

Q410-13-2 社会的影響度の高い事業体である監査業務の依頼人が、有価証券報告書において企業内容等の開示に関する内閣府令に基づき開示する報酬関連情報に対し、会計事務所等が倫理規則を遵守するために追加の報酬関連情報の開示を行う場合、会計事務所等は、依頼人が開示した報酬関連情報との差分を開示することになるのでしょうか。

<回答>

会計事務所等は、差分ではなく、報酬関連情報全体を開示することが適切と考えられる。

<解説>

倫理規則における報酬関連情報の開示規定は、社会的影響度の高い事業体の監査における公共の利益に資する観点から、会計事務所等の独立性の評価に関連すると合理的と考えられる会計事務所等と監査業務の依頼人との間の業務上の関係について、利害関係者が情報を入手できるようにするという趣旨に基づく（倫理規則第410.29 A1項参照）。

会計事務所等が、依頼人が開示した報酬関連情報との差分のみを開示した場合には、利害関係者に提供される情報の一覧性が阻害されることから、報酬関連情報の全体を理解するために複数の情報にアクセスする必要が生じる。そのような不便を強いることは倫理規則の要求事項の趣旨を十分に達成することにはならないと考えられる。

このことから、追加の開示を会計事務所等が行う場合、差分ではなく、報酬関連情報全体を開示することが適切と考えられる。

3-4. 報酬関連情報の開示(追加開示の方法)

Q410-13-3 社会的影響度の高い事業体である監査業務の依頼人の報酬関連情報を会計事務所等が開示する場合、報酬関連情報の開示方法の例示が倫理規則第410.31 A3項に示されていますが、どの方法が適切でしょうか。

<回答>

我が国においては、会計事務所等が報酬関連情報の開示を行う場合は**監査報告書**において記載する方法が適切と考えられる。

<解説>

社会的影響度の高い事業体である監査業務の依頼人の報酬関連情報を、会計事務所等が開示する場合の方法については、倫理規則第410.31 A3項において例示が示されている。財務諸表利用者の理解を向上させることを目的とした情報開示であることに鑑み、我が国においては会計事務所等が報酬関連情報の開示を行う場合は、監査報告書において開示を行うこととする。

<倫理規則第410.31 A3項における例>

- (1) 会計事務所等のウェブサイト、(2) 会計事務所等の透明性報告書、(3) 監査品質報告書
- (4) 利害関係者に宛てた書簡等、特定の利害関係者を対象としたコミュニケーション、(5) 監査報告書

3-5. 報酬関連情報の開示(金商法又は会社法)

Q410-13-4 社会的影響度の高い事業体である監査業務の依頼人が、金融商品取引法及び会社法の両方に基づいて開示を行っている場合に、会計事務所等が当該依頼人に関する報酬関連情報の開示を行うときには、両方の開示書類に係る監査報告書において報酬関連情報を記載する必要があるのでしょうか。

<回答>

いずれかの監査報告書において報酬関連情報を開示することで足りると考えられる。

<解説>

倫理規則における報酬関連情報の開示は、社会的影響度の高い事業体の監査における公共の利益に資する観点から、会計事務所等の独立性の評価に関連すると合理的に考えられる会計事務所等と監査業務の依頼人との間の業務上の関係について、利害関係者が情報を入手できるようにするという趣旨に基づく要求事項である（倫理規則第410.29 A1項参照）。

この趣旨に鑑みれば、報酬関連情報をいずれかの監査報告書に開示することで、倫理規則の目的は達成され得ると考えられる。

なお、会計事務所等が自主的に両方の開示書類に係る監査報告書において報酬関連情報を開示することを妨げるものではない。

ディスカッションポイント

1. 報酬依存度が5年連続15%を超える状況における手続について、ご意見はあるか。
2. 報酬関連情報の開示について、3-1から3-5までのQ&Aで示した論点について、ご意見はあるか。
3. 本スライドで取り上げた以外の、解釈指針の改正文案（セクション600以外）について、意見はあるか。

※セクション600（非保証業務）については、次回以降の有識者懇談会で取り扱う。



Engage in **the Public Interest**

社会に貢献する公認会計士